# 寄稿

# 愛知の水産史ー伊勢・三河湾における沿岸域の開発事業ー

## 井野川仲男

(2015年12月8日受付, 2015年12月28日受理)

# The History of Fisheries in Aichi -The Coastal Development in Ise and Mikawa Bay-

## INOKAWA Nakao\* 1

#### はじめに

日本の「ものづくり」の中心地愛知県は、中京工業地 帯の中核県で、工業出荷額において他を圧倒している。

中京工業地帯を支えているのが、重化学工業を中心とする臨海工業地帯や港湾を始めとするインフラである。

本県にある重要港湾(名古屋(国際拠点港湾)・衣浦・三河港)は、いずれも、河川が流入し、土砂が堆積し易い湾奥部の干潟・浅場域に造られており、天然の良港と云われる神戸港のように水深が急激に深くなる優れた特性を有していない。

干潟・浅場域は、水産資源の産卵・育成の場として重要であり、加えて、本県の場合は、かつて日本一を誇ったノリ養殖の優良漁場にもなっていた。

戦後、伊勢・三河湾という漁業生産性の極めて高い優れた漁場において計画・実施された様々な開発事業について、特に漁業者の対応を中心に、県水産試験場ウェブサイト (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisanshiken/0000073230.html) に平成26年(2014年)7月から27年(2015年)5月まで20回に分けて掲載した「愛知県の水産史」から抽出し、取りまとめた。

## 名古屋港関連整備事業

## (1) 漁業補償

名古屋港の前身である熱田港は、天白川、庄内川の土砂が入流する遠浅の干潟、すなわち、県名の由来となった「年魚市(あゆち)潟」に造られた。明治40年(1907年)、熱田港は名古屋港に改称されたが、このような自然条件は、「天然の良港」を捩って、名古屋港は「天然の〇良港」と陰口を叩かれる所以となっている。

名古屋港の整備は、開港以来、地元が中心となって進められてきたが、大正 10年 (1921年) から国費が導入

されるようになった。かつて三河湾ーと言われた三谷港の整備には、明治 11 年 (1878 年) から国費が導入されているが、これに比べて随分遅い。

戦後の昭和 26 年 (1951 年), 名古屋港の開発・管理・ 運営等を行う特別地方公共団体として名古屋港管理組合 が設立され, その年 (1951 年) に名古屋港が特定重要港 湾に指定された。

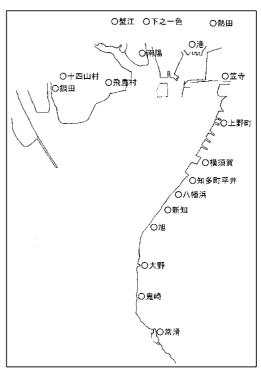


図1 名古屋港周辺の漁協位置図(昭和26年)

31年(1956年),名古屋港港湾計画が策定され,名古 屋港管理組合が行う名古屋港整備事業(南部・西部臨海 工業地帯の用地造成)及び運輸省(現国土交通省)が行 う伊勢湾高潮防波堤建設事業に伴う漁業補償については、

<sup>\*1</sup> 愛知県水産試験場 本場(Aichi Fisheries Research Institute, Miya, Gamagori, Aichi 443-0021, Japan)

35年(1960年)8月の横須賀漁協を皮切りに,上野町,八幡浜,知多町平井,新知,旭,笠寺,熱田,港,下之一色,南陽,蟹江,十四山,飛島,鍋田の各漁協が37年(1962年)10月までに妥結し,名古屋港管理組合と漁業補償協定を締結した。この漁協との漁業補償交渉において,水産課は大きな役割を果たしたとのこと。なお,これらの漁協は、後日,全て解散し、伊勢湾北部の優良漁場を喪失することとなった。

知多市文化財資料集第12巻によると,32年(1957年), 唐突に南部臨海工業地帯の用地造成計画が新聞報道され, 当時ノリ養殖を行っていた知多北部7漁協(上野町,横 須賀,八幡浜,知多町平井,新知,旭,常滑)は,統一 行動をとって反対運動を展開したが,34年(1959年)の 伊勢湾台風による甚大な漁業被害と災害復旧工事の関係 で,先ず上野町漁協が脱落し,次いで横須賀漁協も脱落 したと記されている。

解散漁協以外では、大野、鬼崎、常滑の各漁協及び三 重県関係漁協が、影響補償として40年(1965年)7月に 名古屋港管理組合と漁業補償協定を締結し、名古屋港関 係の漁業補償は一応の決着を見た。

後日となるが、63 年(1988 年),名古屋港管理組合が 行う名古屋港南 5 区造成事業に伴う影響補償(漁場価値 の低減)として、常滑市内 4 漁協(大野、鬼崎、常滑、 小鈴谷)、県漁連知多支部、県内 4 漁業種類別団体(まき 網、しらす、ぱっち、愛知まめ)が漁業補償協定を名古 屋港管理組合と締結している。



図2 名古屋港用地造成の推移

出典:名古屋港管理組合 HP

#### (2) 解散 15 漁協の概要

名古屋港関連の漁業補償で、名古屋市管内 5 漁協(笠寺,熱田,港,下之一色,南陽),海部郡管内 4 漁協(蟹江,十四山,飛島,鍋田),知多郡管内 6 漁協(上野町,横須賀,八幡浜,知多町平井,新知,旭),合計 15 漁協が解散したが、それら漁協の漁業実態は、昭和 32 年(1957年)の統計資料によると、正組合員 3,574人(対全県比16.9%),経営体数 2,712 体(同 26.2%),うちノリ養殖 2,179体(同 32.3%),漁獲量 4,784トン(同 8.6%),ノリ生産量 7,306 万枚(同 28.9%)で、本県の主要ノリ養殖生産地の一つであり、漁協別に見ると、横須賀 1,991 万枚、新知 1,147 万枚、旭 950 万枚、鍋田 738 万枚、飛島 618 万枚、八幡浜 585 万枚の順で生産が多かった。

漁協別漁獲量では、下之一色が圧倒的に多く3,217トン,次いで知多町平井696トン,蟹江282トン,熱田188トン,八幡浜102トンの順となり、他の漁協は2~64トンであった。主な漁業種類については、下之一色・蟹江・熱田漁協は採貝と小型底曳き網、知多町平井漁協はパッチ網と小型底曳き網、八幡浜は小型底曳き網の生産が多かった。

#### (3) 下之一色漁協

名古屋港関連の漁業補償で解散した漁協の中で最大規模のものが下之一色漁協であった。下之一色は、庄内川と新川に挟まれた地帯に発達した名古屋を代表する漁師町で、現在は名古屋市中川区であるが、愛知郡下之一色村が大正6年(1917年)に町制へ移行、昭和12年(1937年)3月に名古屋市南区に併合、同年(1937年)10月に名古屋市が4区制から10区制に移行した際(南区から熱田区、中川区、港区、昭和区(一部)が分区)、中川区となった。



図 3 下之一色位置図

出典:環境省中部環境事務所 HP 藤前干潟の歴史

大正元年(1912年)創設の下之一色魚市場は,昭和24年(1949年),日比野(名古屋市熱田区)に中央卸売市

場ができるまで「名古屋の台所」と云われていた。

伊勢湾台風により壊滅的な被害を受け、その復旧事業である伊勢湾等高潮対策事業がきっかけで、漁業の継続が困難と判断して漁業補償に応じたようであるが、往年の下之一色漁業組合を物語る事例を次に示す。

- ・ 明治 44 年度 (1911 年度) における県内 113 組合の 予算額を見ると,下之一色漁業組合は 7,617 円で,全 組合平均 311 円の約 24 倍,全組合合計の 22%を占め ていた。
- ・ 大正 10 年 (1921 年),全国水産大会が名古屋市で開催され,優良漁業組合として下之一色漁業組合が受賞。
- ・ 13 年 (1924 年), 浅海利用研究所を設置し, 県水産 試験場が同研究所内に設置した養殖出張所と共同で, ノリ・カキ養殖の試験研究を推進した。(県水産試験場 は, 下之一色漁業組合の浅海利用研究所そのものを養 殖出張所に位置付けたと思わせる資料がある。)
- ・ 昭和8年 (1933年) 1 月に開業した共愛 (きょうあい) 病院は, 9 科を持つ総合病院で, 当時としては大病院であった。

7年(1932年)における下之一色町住民の生業は、全1,845戸のうち、漁業が最も多く818戸(構成比44.3%)、次いで商業635戸(同34.4%)。また、同年(1932年)における組合員数は1,281人で、このうち専業は955人(構成比74.6%)であった。

現在の下之一色は、下之一色水産物卸売商業組合が管理する下之一色魚市場を始め、冷凍倉庫や水産加工場が建ち並び、かつての漁業の町の面影を残している。

また, 共愛病院と浅海利用研究所の跡地は, 現在, 社会福祉法人共愛会が運営する病院と特別養護老人ホームに建て変わっている。

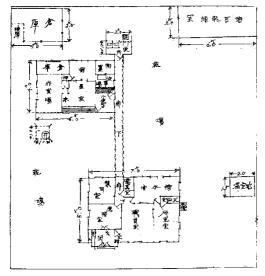


図 4 下之一色漁業組合浅海利用研究所平面図 出典:浅海利用研究所要覧(横江準一氏所蔵)

#### 衣浦港関連整備事業

## (1) 第1次漁業補償

昭和32年(1957年)に衣浦港が重要港湾に指定され, 衣浦港港湾計画に基づく臨海工業用地造成事業に関して, 36年(1961年)3月の武豊漁協を皮切りに,美浜,富貴, 成岩,半田,乙川,亀崎,東浦,刈谷,高浜,新川,大 浜,前浜の各漁協が,39年(1964年)3月までに,県土 木部企業局と漁業補償協定を締結した。美浜及び大浜漁 協以外の漁協は後日解散した。

また, 寺津平坂, 栄生, 味沢, 一色, 衣崎, 大井の各漁協が, 40年(1965年)4月に県企業庁(県土木部企業局を基に39年(1964年)4月に開庁)と漁業補償協定を締結し, 衣浦港関係の漁業補償は妥結した。

以上の漁業補償を第 1 次漁業補償と称し,47~50 年 (1972~'75年) には第 2 次,58~59年 (1983~'84年) には14 号地関係の漁業補償が関係漁協になされた。



図5 衣浦港周辺の漁協位置図(昭和26年)

#### (2) 第2次漁業補償

衣浦港2号地の2造成計画に関連して,前浜及び大浜漁協が,それぞれ,昭和47年(1972年),50年(1975年)に県企業庁と衣浦港(第2次)の漁業補償協定を締結した。前浜漁協は,51年(1976年)8月に解散し,組合員の一部が大浜漁協の准組合員となった。

大浜漁協は、この漁業補償に伴い、高潮防波堤外の衣 浦港域内において、操業の制限を受けることになった。 この大浜漁協のみに対する操業制限が、新たな問題の火 種となるのは、四半世紀先のこと。

#### (3) 解散 11 漁協の概要

衣浦港関連の漁業補償で、半田市・知多郡管内7漁協(東浦,亀崎,乙川,半田,成岩,武豊,富貴),刈谷市・碧南市・碧海郡管内4漁協(刈谷,高浜,新川,前浜),合計11漁協が解散したが,それら漁協の漁業実態は、昭和32年(1957年)の統計資料によると、正組合員786人(対全県比3.7%),経営体数546体(同5.3%),うちノリ養殖286体(同4.2%),漁獲量1,781トン(同3.2%),ノリ生産量697万枚(同2.8%)で、名古屋港関連・三河港関連で解散した漁協に比べて、漁業勢力は小規模であった。大半の漁協は、採貝とノリ養殖を主体に漁業経営を営んでおり、漁船漁業では亀崎漁協の小型底曳き網以外見るべきものはなかった。

本県の代表的漁業の一つである「あいち打瀬」は、文 久年間 (1861~'63 年) に江戸湾から知多郡亀崎村に伝 えられたとされるが、その発祥の地で漁業が無くなった のは寂しい限りである。なお、亀崎の家庭料理に「串ア サリ」がある。剥き身にした活アサリの水管に竹串を通 して半日~1 日程度天日乾しを行う。串アサリは、平成 18 年 (2006 年) に国から指定された重要無形民俗文化財 「亀崎潮干祭の山車行事」の時分に作られるが、潮干祭 と共に地域興しに一役買っている。

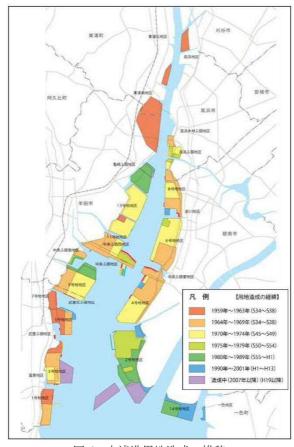


図 6 衣浦港用地造成の推移

出典:衣浦港港湾計画環境アドバーザー会議資料

#### (4) 衣浦港南部 14 号地関係の漁業補償

衣浦港南部 14 号地関係の漁業補償は、昭和 58 年(1983年) 2月の西尾漁協を皮切りに、翌 59 年(1984年) 2月までに、栄生、味沢、一色、衣崎、吉田、吉良の各漁協と県企業庁が漁業補償協定を締結し決着した。これ以降、衣浦港関係の漁業補償はなされていない。

#### (5) 衣浦港 3 号地問題

工業用地として計画された衣浦港3号地は,造成工事が計画どおり進捗していなかったことから,埋立用材を 浚渫土砂から産業廃棄物に変更することで,不足する産 業廃棄物最終処分場として活用する計画が立てられた。

平成19年(2007年)6月,県漁連は、県が産業廃棄物 最終処分場を安易に海域に求めているとして、この計画 に強く反発し、文書(衣浦港3号地最終処分場建設に関 する陳情書、H19/6/21)で県知事(県環境部)に中止を 求めた。県環境部は、県農林水産部の側面支援を得て、 20年(2008年)春に県漁連の同意を得ることができた。

#### 三河港関連整備事業

## (1) 漁業補償妥結第1号

三河港は、昭和37年(1962年)5月、豊橋・蒲郡・西浦・田原の4港湾を包括して発足した。翌38年(1963年)7月、豊橋・蒲郡・豊川・新城の4市を始め、宝飯郡4町、渥美郡3町が東三河工業整備特別地域に指定され、工業を中心とする大規模な地域開発が計画された。39年(1964年)4月、三河港が重要港湾に指定され、同年(1964年)に策定された三河港港湾計画には、蒲郡市から田原町(現田原市)にかけての港湾整備と臨海工業用地造成事業が盛り込まれた。

三河港整備に関する漁業者への説明は、38 年 (1963年) から県企業庁によって具体的に進められていたが、漁業者の動向としては、豊橋市・田原市・御津町・小坂井町の15漁協が、同年 (1963年)5月、「三河港整備対策協議会」を結成したが、東三河工業整備特別地域の指定(8月)を機に「三河港造成反対期成同盟」に改組し、反対姿勢を鮮明とした。

豊橋地区では漁業補償交渉が難航したが、蒲郡地区の 塩津蒲郡・府相小江の 2 漁協とは比較的順調に話し合い が行われ、漁業補償妥結第 1 号として、翌 39 年(1964 年) 8 月、府相小江漁協と県企業庁が協定締結し、続い て、翌 40 年(1965年)3 月に塩津蒲郡漁協も協定締結し た。

なお,最後の漁業補償協定の締結は,52年(1977年) 11月の大塚漁協であり,名古屋港関係や衣浦港関係の漁 業補償と比べて, 交渉期間が長期にわたった。

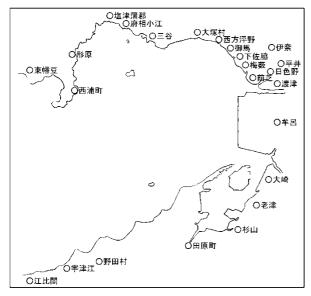


図7 三河港周辺の漁協位置図 (昭和26年)

## (2) 解散 15 漁協の概要

三河港関連の漁業補償で、豊橋市管内 8 漁協 (杉山, 老津, 大崎, 牟呂, 渡津, 日色野, 前芝, 梅薮), 蒲郡市・宝飯郡管内 7 漁協 (平井, 伊奈, 下佐脇, 御馬, 西方泙野, 大塚, 塩津蒲郡), 合計 15 漁協が解散したが, それら漁協の漁業実態は, 昭和 32 年 (1957 年) の統計資料によると, 正組合員 5,050 人 (対全県比 23.9%), 経営体数 2,542 体(同 24.5%), うちノリ養殖 2,394 体(同 35.5%), 漁獲量 6,550 トン (同 11.8%), ノリ生産量 6,958 万枚 (同 27.6%) で, 本県の主要ノリ養殖生産地の一つであり, その生産規模は,名古屋港関連の解散漁協とほぼ同水準であった。漁協別に見ると,牟呂 2,580 万枚,大崎 843 万枚,老津 783 万枚,渡津 771 万枚,御馬 490 万枚の順で生産が多く,「ノリ養殖発祥の地」前芝は 413 万枚で,関係漁協中 6 位であった。

漁協別漁獲量を多い順に見ると、牟呂 2,902 トン、前芝 1,094 トン、大崎 660 トン、梅藪 413 トン、塩津蒲郡 411 トン、渡津 388 トン、御馬 217 トン、老津 202 トン、大塚 198 トンとなり、その殆どがアサリを主とする採貝であった。漁船漁業では、大塚や塩津蒲郡、牟呂に小型底曳き網が僅かにあるのみであった。

ちなみに、牟呂漁協のノリ養殖は、30年代後半(1961~'65年)に黄金期を迎え、特に38年(1963年)には生産額7億49百万円を上げ、漁協別生産額全国一の栄誉を得た。

# (3) 昭和 40 年代前半の漁業者調整

昭和40年代前半(1966~'70年)も三河港関係の漁業

補償交渉の進展が大きな社会問題であった。県企業庁が 第三者を介さず直接漁業関係者と話し合った結果,逐次 補償交渉に応ずるようになり,41年(1966年)4月の田 原漁協を皮切りに,大崎,渡津,牟呂,前芝,梅薮,日 色野,伊奈,平井,老津,杉山,御馬,西方泙野の各漁 協が45年(1970年)10月までに県企業庁と三河港の漁 業補償協定を締結した。

これらの漁協は平成11年(1999年)4月までに全て解散し、本県ノリ養殖発祥の地、且つ愛知のりを支えた渥美湾(三河湾東部海域)奥部のノリ養殖漁場が消滅した。

## (4) 昭和 40 年代後半の漁業者調整

三河港田原・大崎地区の工事が開始されると漁船漁業の操業に支障が出るようになったため,三河港域外の漁協との漁業補償についても、話し合いが行われた。

昭和40年代後半(1971~'75年)では,下佐脇漁協を始め,佐久島,保定,宮崎,東幡豆,幡豆,吉田,田原(第2次),西浦,三谷,形原,泉,宇津江,大塚(影響分のみ)の各漁協が県企業庁と三河港の漁業補償協定を締結した。

また,この時期(1971~'75年)には杉山,老津,大崎の各漁協が解散し,漁業権が消滅したため,ノリ・アサリの優良漁場であった干潟・浅場域において,用地造成が開始された。

後年になるが、県水産試験場の研究によって、この埋立工事によって失われた干潟・浅場の持つ水質浄化機能は極めて高いことが定量的に解析され、このことが三河湾における赤潮の多発を招いた原因と推察された。



図8 三河港用地造成の推移

出典:中部地方整備局三河湾港事務所資料

#### (5) 漁業補償の決着

三河港関係の漁業補償は、昭和52年(1977年)11月の大塚漁協(全面補償)と県企業庁の協定締結で決着した。これにより、名古屋港、衣浦港を含め、県内港湾計画関係の漁業補償は一応の決着をみた。

また,50年代前半(1976~'80年)に,伊奈,西方泙野,渡津の各漁協が解散している。

## (6) 勝川漁港の漁港指定取消

「ラグーナ蒲郡」は、海の魅力が体験できる複合型マリンリゾート施設として蒲郡市大塚町地先を埋め立て、 平成13年(2001年)4月に部分開業した。

この大塚町地先は、かつては白砂青松の海岸が拡がり、 海水浴場となっていた。漁業も盛んで、勝川漁港(蒲郡 市管理第1種漁港)を根拠地とする大塚漁協があり、ノ リ養殖やアサリ漁業が営まれていた。

大塚漁協は、三河港関係の漁業補償で昭和63年(1988年)に解散したが、ラグーナ蒲郡の開発にあたって、国・県の水産部局と港湾部局の間で、勝川漁港の取扱いが争点となり、同年(1988年)2月に県土木部長・県農業水産部長・蒲郡市長(勝川漁港管理者)の3者で、「三河港港湾計画に関連する勝川漁港の取扱いに関する確認書」を締結し、勝川漁港を今後造成する埋立地に移転することで決着した。その後、一転して勝川漁港を廃港にし、近隣の三谷漁港に代替機能を持たせることとなり、平成5年(1993年)3月に確認書の変更を行い、併せて、三谷漁港の整備内容についても文書を取り交わした。

この変更した確認書等に基づき、勝川漁港の指定の取消(H6/4/15)や三谷漁港の整備等が実施された。

漁港行政を担う水産庁にとって,漁港の取消は痛手であったようで,その事務を担当した県職員に対し恨みを 込めて「勝川さん」と呼んだそうだ。

#### (7) 解散予定漁協の漁業

昭和48年(1973年)の第1次オイルショックで三河 港整備計画は大幅に変更・縮小されることになったため、 牟呂漁協等解散予定漁協は、50年(1975年)以降、県企 業庁に対して漁業が続けられるよう要請活動を行った。

その甲斐あって、54年(1979年)から、「三河港における補償済漁業者等の取扱い方針」に基づき、漁業権期間を1ヶ年(いわゆる「単年免許」)とする操業が認められることになった。なお、漁業を営む者は、補償金の一部を県企業庁が指定する機関(財団法人愛知県水産業振興基金)に預託するという義務が課せられた。

単年免許による漁業も平成 11 年 (1999 年) 3 月末で終

わり,豊橋市・下佐脇・御馬漁協が同年(1999年)4月 1日で解散した。なお,豊橋市漁協とは,7年(1995年) 4月,牟呂・前芝・梅薮漁協が合併して新設された漁協 である。

## (8) 六条潟のアサリ稚貝特別採捕

六条潟は、かつて日本一のノリ漁場であったが、古来 よりアサリの産地とも知られていた。

平成11年(1999年)4月以降,漁業権が消滅すると,アサリを巡って、様々な問題が発生することが予想されたので、愛知県漁業調整規則を一部改正し、六条潟周辺の海域をアサリの採捕禁止区域に設定した。

アサリ稚貝が発生した場合,県は、その資源量に応じて、漁業団体に放流用種苗の採捕を許可(いわゆる「特別採捕許可」)している。

アサリ稚貝の年間採捕量は、最少352トン(H13)、最多4,716トン(H21)、平均2,673トン(H11~26)である。 当初は、貧酸素水塊が解消に向かう秋以降に解禁したため、採捕量が伸びなかったが、小型稚貝(殻長10mm程度)でも十分放流効果が得られるとの県水産試験場の研究結果から13年(2001年)以降、解禁を7月頃に前倒したところ、採捕量は3,000トン前後に増えている。

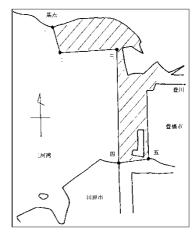


図9 アサリの採捕禁止区域(斜線部分)

出典:愛知県漁業調整規則

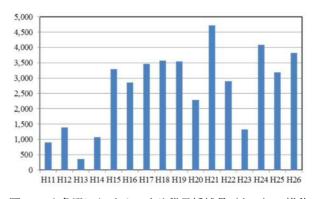


図10 六条潟におけるアサリ稚貝採捕量(トン)の推移

#### (10) 六条潟の保全と第六次三河港港湾計画の策定

現行の第六次三河港港湾計画は、平成16年(2004年) から改訂作業が進められ、23年(2011年)5月に策定された。

三河港は、7年(1995年)、全国で初めて港湾環境計画が策定された港で、改訂作業に当たっては、開発促進と環境保護の調和が求められていた。特に、豊川河口六条潟は全国有数のアサリ稚貝発生海域であるため、その環境保全を目的に、生態系手法を用いた埋立による影響の検討がなされた。その結果、港湾計画案には、六条潟がある神野地区に「自然的環境を整備又は保全する区域」が設定されることになり、漁業者を含む関係者の合意形成が図られることとなった。

# 中山水道航路整備事業

## (1) 中山水道航路整備事業の構想

昭和51年(1976年)6月,運輸省第五港湾建設局(当時)が県漁連に中山水道航路整備計画を説明した。この計画は、既に前年(1975年)9月に公表されており、三河湾の湾口部に位置し、浅瀬(最浅地点-8.6m)や暗礁が点在する中山水道を大型船舶の航行が可能となるよう航路として整備するものであった。

計画予定地が伊勢湾内屈指の好漁場のため、県漁連は強く反発し、53年(1978年)6月には反対決議が行われた

54年 (1979年) 10月,運輸省は,第6次港湾整備五 五箇年計画を発表し、その中に中山水道航路整備事業が 位置付けられた。これに対して、同年 (1979年) 12月, 県漁連は第五港湾建設局長に文書 (陳情書) で計画中止 を求めた。

この後、中山水道航路整備事業については、不思議と 61年(1986年)3月まで表面だった動きは無くなった。



図 11 中山水道航路位置図

出典:三河港湾事務所 HP

#### (2) 中山水道航路整備事業の概要

事業主体:運輸省(現国土交通省)

航路水深:-14.0m 浚渫土量:約620万m³

航路幅:700m 航路延長:2,700m 計画法面:1:5 浚渫平均土厚:3.0m

開発保全航路指定区域:幅800m,延長3,000m

#### (3) 中山水道航路整備事業に関する漁業者調整の再開

中山水道航路整備事業を位置付けた昭和 54 年 (1979年) の第6次港湾整備五箇年計画公表以降,目立った動きはなかったが,61年 (1986年)3月,第五港湾建設局が県漁連に同事業計画案を説明し,調査の受入同意に向けた漁業者調整が再開された。

県は,第五港湾建設局の漁業者調整を側面支援するため,漁業振興策の充実について,漁業者(県漁連,各支部,関係漁協)と平成元年(1989年)まで協議を重ねた。

#### (4) 県漁連の調査同意

県漁連の調査受入については、本県の漁業振興策の充 実もあって、平成元年(1989年)11月に決着し、第五港 湾建設局と県漁連は、開発保全航路の政令指定及び各種 調査の受入について調印し、同年(1989年)12月26日、 中山水道が開発保全航路に指定された。

第五港湾建設局は,2年(1990年)6月までに各種調査(深浅測量,海底調査,土質調査,磁気探査等)を終え,その後は,県漁連の建設合意に向け,話し合いを進めたが,県漁連との漁業補償の妥結(補償契約の締結:H9/8/6)までには長い時間を要することとなる。

## (5) 県漁連の建設同意 (漁業補償妥結)

平成7年(1995年)8月,県漁連は,中山水道航路整備事業に関する交渉の窓口となる「中山水道航路対策協議会」を設置し、以降7回の会議を経て、漁業補償、漁業振興策、浚渫砂の利用を条件に、9年(1997年)3月,の県漁連理事会で、日間賀島漁協が反対のまま同意を決定し、県知事立会の下、第五港湾建設局と覚書に調印、同年(1997年)8月には第五港湾建設局と漁業補償契約を締結した。

## (6) 県漁連の漁場環境改善に関する提言

県漁連は、中山水道航路浚渫砂の利用を念頭に、平成 8年(1996年)1月、「愛知県沿岸漁業振興研究会」の研 究成果として「愛知県の沿岸漁場環境を改善するために」 を取りまとめ、関係機関に提言を行っている。その要旨 は、次のとおり。

- ・ 漁場生産力の向上や漁場環境の改善を図るため、干 潟, 藻場, 浅場の復元, 造成。
- ・ その効果的な技術の確立や高度利用の試験研究を推 進するため、水産試験場の早急な整備。

この提言を受ける形で、県水産試験場本場整備計画には、干潟・浅場造成を研究するための平面水槽実験室や、 藻場造成を研究するための回流水槽実験室が盛り込まれ、 それぞれ、11~12年(1999~2000年)に供用開始された。

#### (7) 中山水道航路浚渫砂の活用

中山水道航路整備事業で発生する浚渫砂について、平成9年(1997年)3月、第五港湾建設局は、県漁連に対して、干潟・浅場の復元等水産振興に使用することを文書で確約した。また、第五港湾建設局は、浚渫砂の活用方策を検討するため、同年(1997年)12月、研究機関と行政機関で構成する「三河湾水底質環境検討会」と、漁業関係者と行政機関で構成する「三河湾生物環境検討会」を設置した。

翌10年(1998年)7月,第五港湾建設局は、浚渫工事 (試験工事)の開始に合わせて、浚渫砂の活用効果を確 認するため、三河港御津地区2区地先において、干潟・ 浅場造成試験工事を実施した。

浚渫砂の活用にあたって、県農業水産部(現農林水産部)は、干潟造成適地選定調査を10年度(1998年度)に実施し、その調査結果と漁業者の要望調査を基に、干潟・浅場造成事業として「漁業振興計画(中部国際空港建設にも対応する本県全体の水産振興策)」に盛り込んだ。

# (8) 干潟造成適地選定調査

県は、平成10年(1998年)、中山水道航路整備浚渫砂の活用にあたり、貧酸素水塊の発生等、漁場生産力が低下した三河湾において、優れたアサリ漁場となるとともに、貧酸素水塊の原因となる有機物の除去や、赤潮発生の原因となる栄養塩類の吸収など高い水質浄化能力を有する干潟・浅場を効果的に造成する手法とその水質浄化能力を予測した。

この事業の説明資料として作成された「干潟・浅場造成のイメージ図」は、水産課 K 技師(当時)が手書きした作品で、全国知事会ホームページや、漁港漁場漁村ハンドブック(全国漁港漁場協会発行)にも掲載された伝説の絵である。

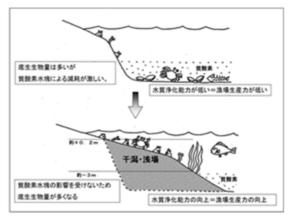


図 12 干潟・浅場造成のイメージ図

#### (9) 中山水道航路浚渫砂を利用した干潟・浅場の造成

第五港湾建設局は,前記のとおり平成10年(1998年)に中山水道航路を試掘し,三河港御津地区2区地先において,干潟・浅場造成試験工事を実施した。翌11年(1999年)から本格工事に入り,浚渫工事が終了する16年(2004年)まで浚渫土砂約620万m³を活用した干潟・浅場造成事業を始め,覆砂事業,増殖場造成事業が三河湾で実施された。

中山水道航路浚渫砂については、非常に粒径が細かく (中央粒径値\*\*が 0.16~0.30mm),均質(細砂(粒径 0.074 ~0.42mm)の重量割合が 90%以上)なので、水中では砂 が締まる恐れがあるとして、当初、漁業者は干潟・浅場 造成に用いることを躊躇していたが、評判を聞いて、希 望が殺到するようになった。

なお、浚渫砂の利用に当たって、県農業水産部が共同 漁業権内、県土木部(現建設部)が漁港・港湾区域内、 第五港湾建設局が一般海域を担当することが「三河湾水 底質環境検討会」で協議・決定された。

しかし、県(農業水産部・土木部)では、財政状況の 悪化から、割り当てられた浚渫砂の利用が十分できなく なったため、一部を国に肩代わりしてもらった。

また、県水産試験場では、10年(1998年)から着手した本場整備において、高い漁場生産力と水質浄化機能を併せ持つ干潟や藻場の研究に必要なエコシステム(生態系)実験棟を12年(2000年)4月までに完成させ、干潟・浅場造成を技術面からサポートした。

※ 中央粒径値は、重量割合で中央の粒径値を示し、値 が小さいほど水流に対し不安定となる(小さい砂粒ほ ど軽いので、流され易くなるとの意味)が、ある値を 境に反って安定する。中山水道航路浚渫砂は、後者に なると考えられる。

なお、アサリ稚貝の着底条件には中央粒径値 1~

2mm が好適との知見がある。浮遊土が少なく地盤の安定度も考慮すると、アサリ漁場の中央粒径値としては、概ね3mm以下が適正値と考えられている。



図13 浚渫砂利用による干潟・浅場造成

出典:三河港湾事務所 HP

#### 中部国際空港等建設事業

## (1) 新国際空港の構想

昭和51年(1976年)9月,名古屋商工会議所,中部経済連合会,中部開発センターの3経済団体により「国際空港問題共同研究会」が設置され、中部圏の国際空港の青写真づくりを進めるため、学識経験者を中心とする調査委員会で候補地等の検討が行われた。調査結果については、53年(1978年)12月に、伊勢湾内に新国際空港が必要である旨提言されたが、それに先立つ同年(1978年)9月の段階で、中日新聞が候補地2ヶ所(鍋田沖、常滑沖)の新聞報道を行った。

空港建設問題は,44年(1969年)12月に中部経済連合会が,「大規模国際貨物空港構想」として,幡豆郡一色町沖(現西尾市)を候補地に挙げたのが始まりと思われるが,常滑沖を候補地とする構想では,国際空港問題共同研究会の提言が最初である。

一色町沖の構想は、漁業者を含む地域住民の強い反発で潰えたが、伊勢湾内の新国際空港構想は、55~59年(1980~'85年)に、愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市の所謂「地方計画」に位置付けられ、事業化に向かって進んでいく。

# (2) 中部新国際空港推進組織の設立

昭和56年(1981年) 12月に閣議決定された「第4次 空港整備五箇年計画」では、中部新国際空港が位置付け られなかった。

一方, 県は,翌57年(1982年)3月に策定された「第 五次愛知県地方計画」に新空港を位置付けた。また,中 部経済連合会が「21世紀の中部ビジョン」で中部新国際 空港の建設を提言した。

60年(1985年)には東海3県の政財官による新空港建設の推進組織が幾つか設立された。その第1号として、1月に、3県1市と名古屋商工会議所及び中部経済連合会等東海地域各界の代表者で構成される「中部新国際空港の建設促進期成同盟会」が発足した。3月には、東海3県の国会議員らが「中部新国際空港議員同盟」を結成し、12月には、3県1市及び地元経済界により「財団法人中部空港調査会」が設立された。後年、この中部空港調査会が、漁業に関する各種調査を実施することとなり、水産職の県職員が出向し、その業務に当たった。

## (3) 中部新国際空港候補地の合意

昭和63年(1988年)12月,中部空港調査会が「立地 可能性調査」結果として,新空港の候補地4ヶ所(伊勢 湾東部,伊勢湾西部,伊勢湾北部,三河湾)を公表した。

翌平成元年(1989年)3月,3県1市の首長懇談会において,候補地を伊勢湾東部海上とすることで合意した。

#### (4) 県漁連の調査同意

平成元年(1989年)3月,3県1市の首長が中部新国際空港の候補地を伊勢湾東部海上とすることで合意したが、同日、三重県漁連は「伊勢湾漁業に甚大な影響を与える」として反対を表明した。また、県漁連は、同年(1989年)5月、「漁場汚染が心配」と中部新国際空港に反対を決議し、県知事及び中部空港調査会に反対陳情書を提出した。

中部空港調査会は、翌2年(1990年)5月に「中部新国際空港基本構想」を、3年(1991年)6月に「中部新国際空港の全体像について」を公表し、事業化に向けた動きを加速している。

国は,同年(1991年)11月に公表した「第6次空港整備五箇年計画」において,中部新国際空港を調査実施空港に位置付けた。

環境調査は、中部空港調査会が実施したが、漁業者の 反対もあって、陸域が先行し、4年(1992年)11月に開始され、海域については、県漁連が5年(1993年)3月 10日に、三重県漁連が3月15日に同意したことを受け、 3月20日から開始された。

また,同年(1993年)12月には県及び中部空港調査会が騒音対策として候補地周辺の実機飛行調査を行った。 その際,水産職 O 技師(当時)は,反対派グループに一時身柄を拘束されるという危険な目にあったそうだ。

なお、県漁連は、沿岸部開発等による漁場環境の変化

に対処し、漁業の発展と漁村の活性化を図るため、3年 (1991年)8月に「愛知県沿岸漁業振興研究会」を設置 した。その下部組織である「新空港調査対策委員会」で、 中部新国際空港に関する様々な調査・研究が行われた。

#### (5) 中部新国際空港に関する県漁連の提言

漁業関係の調査では、平成7年(1995年)5月に「中部新国際空港に関する漁業実態調査について」が公表され、翌8年(1996年)7月には、その調査結果が公表された。

国は、同年(1996年) 12月に策定した第7次空港整備 五箇年計画で、中部新国際空港を実施空港に位置付けた。 これにより大都市圏における拠点空港として事業を推進 することとなった。

このような建設に向けた動きに対して、同年(1996年)8月、県漁連は、沿岸漁業振興研究会の提言として取りまとめ、知事に対して要望を行った。その要望内容は、①漁場整備、②海域への N・P流入負荷の軽減、③埋立ての慎みと干潟復元、④自然保護、⑤環境教育、⑥海陸一体の対応、⑦試験研究の充実の7項目であった。

#### (6) 漁業者調整の開始

平成 9~10 年 (1996~'97 年) は、中部国際空港会社 の設立や愛知県漁業調整推進本部の設置がなされ、空港 建設に向けて大きく動き始めた時期であった。

9年(1997年)3月,いわゆる5点セット(空港計画 案,環境影響予測案,地域整備想案,アクセス整備方策 案,空港事業推進方策案)が公表された。

また,同年(1997年)8月には,「中部新国際空港に関する漁業影響調査結果について」が公表され,その概要は次のとおり。

- ・ 埋立てにより流れが西側に偏ることからノリ養殖等 に影響。
- ・ 干潟・浅場・藻場の消滅による漁場・生育場・浄化 の場が減少。
- 影響緩和策として、干潟等の造成、水産資源の増大 対策等を提案。

国は、同年(1997年)12月の10年度政府予算案で「中部国際空港」を新規事業化した。また、翌10年(1998年)3月には、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」を公布し、この法律に基づき「中部国際空港株式会社」が5月に設置された。

本県は、空港建設の最大の課題であった漁業者との調整を推進するため、同年(1998年)4月に「愛知県漁業調整推進本部」を設置し、先ず、県漁連に対し交渉窓口

を設置するよう話し合いを開始した。その甲斐あって、同年(1998年)8月、県漁連は、「新空港調査対策委員会」を改組して、空港等建設に関する諸問題の意思決定機関として「漁連中部国際空港対策協議会」を設置した。

県農業水産部としては、空港建設は時代と地域の要請であり、必要性を認識したうえで、漁業者の立場を考慮し、空港建設により漁業が衰退することのないよう、漁業の振興を図るべく、同年(1998年)から「漁業振興計画」の策定作業に着手した。

「漁業振興計画」には漁業者の要望する漁業振興策を盛り込む必要があったため、本県農林水産施策の長期的な方針である「あいち農林水産業ビジョン 2010 (平成11年1月策定)」の実現に必要な漁業振興策の要望調査として実施したところ、総額1,400億円を超える要望がなされた。

この結果を踏まえて、漁業振興計画案を取りまとめたが、同年(1998年)年末、両副知事、関係部長等でこの取扱いを協議し、「空港関連振興策」と「その他の振興策」に分け、前者は漁業調整推進本部が漁業補償と併せて、金額の調整を行うこととなり、県農業水産部は後者のみを担当することとなった。

県農業水産部としては、県財政当局と折衝して取りま とめてきた振興策を奪われてしまったという脱力感と、 困難が予想される漁業者調整から解き放された安堵感を 同時に味わうこととなった。

## (7) 中部国際空港等建設事業の概要

事業主体:中部国際空港㈱,県(企業庁・道路連絡 橋建設事業準備者),中部国際空港連絡鉄 道㈱ ※何れも漁業補償交渉当時

埋立面積:空港島 5.8km²

(空港会社 4.73km²,企業庁 1.07km²) 対岸部 1.3km²(企業庁)

滑走路 : 3,500m×1本



図 14 中部国際空港

出典: 県航空対策課ウェブサイト

#### (8) 県漁連の建設同意 (漁業補償妥結)

平成 11~12 年 (1999~2000 年) は,中部国際空港の建設同意に向けた漁業者調整(漁業補償交渉)が決着し,建設工事が着工されるなど,空港建設の正に正念場の時期であった。

11年(1999年)8月,県漁連知多支部北部(野間漁協除く)が補償契約に調印したことを受け、空港会社及び県企業庁が県に埋立免許出願、空港会社が国に飛行場設置許可申請を行った。また、同年(1999年)10月には県漁連知多支部南部、翌12年(2000年)2月には西三・東三・渥美の県漁連3支部、3月には野間漁協が補償契約に調印し、本県分の漁業者調整が決着した。

漁業振興計画については、11年(1999年)8月に「空港関連振興策」及び「その他の振興策」を提示し、「空港関連振興策」の調整が課題となったが、翌12年(2000年)2月に決着した。なお、取崩型基金については、3月に空港会社が財団法人愛知県水産業振興基金と協定書を締結して資金を拠出した。

一方,三重県漁業者との調整は,空港会社が行い,三 重県知事の斡旋という形を取って同年(2000年)6月に 決着した。県漁連は,三重県の漁業補償が高額であると 強く反発し,漁船657隻による海上デモ(8/3)を行うな ど,態度を硬化したが,空港会社が取崩型基金を積み増 しすることで,解決が図られた。

中部国際空港関連では、空港島・前島の埋立に使う土砂採取事業についても話題が事欠かなかった。土砂採取候補地は、南知多町内海地区と幡豆町幡豆地区(現西尾市)であった。内海地区については、町役場の精力的な協力もあって全地権者の同意が得られたものの「オオタカ」の営巣で見送られることとなった。幡豆地区については、同年(2000年)9月、土砂採取事業を行う県企業庁と幡豆・東幡豆漁協との漁業補償契約が調印され、漁業者調整が決着した(翌年、幡豆地区土砂採取事業が中止となり、漁業補償金は返還)。

空港等建設工事は,空港会社が同年(2000年)8月に 本工事に,県企業庁が9月に前島工事に着手した。

## (9) 建設工事の開始

平成13~15年(2001~'03年)においては、中部国際 空港の建設工事が開始されたが、事故の多発等で漁業者 の不信をかうなど、順調な滑り出しとは言えなかった。

工事初期のトラブルとしては、クローラークレーン転落事故、工事船によるノリ養殖施設の損壊事故、底びき網への建設資材の入網などが相次いだ。この腹いせとは考えたくないが、工事船ゲートにカニカゴやタコツボが

設置され,一部漁業者による工事の妨害事件も勃発した。

また、幡豆地区土砂採取事業については、13年(2001年)1月、中止が決定されたため、漁業補償金の返還騒ぎがあった。幡豆地区の事業中止については、保安林解除事務の遅れが原因と報道された。土地トラストを行った市民グループとの事務手続きに、膨大な時間を要したのは事実のようだが、本当の理由は別にあるような気がする

## (10) 「セントレア」の開港

中部国際空港「セントレア」が、平成17年(2005年) 2月17日,日本国際博覧会「愛・地球博」の開催(3月) に先だって開港された。空港での飲食や買い物など、一 大観光地が誕生した。

中部国際空港の愛称である「セントレア」とは、英語の中部(central)と空港(airport)の造語で、一般公募によって選ばれた。

着陸一番機 (6 時 45 分) は「JAL」, 出発一番機 (7 時 34 分) は「ANA」と, 一番機を我が国二大航空会社が分け合った。



図 11 着陸 1 番機



図12 出発1番機

## 開発事業と漁業影響調査

伊勢・三河湾では、中部国際空港等建設事業後も、様々な事業が計画されている。例えば、中部地方整備局関係では名古屋港浚渫土砂新処分場計画、三河港神野北防波堤整備事業、中部電力関係では西名古屋火力発電所リフレッシュ計画、武豊火力発電所 5 号機の開発計画(既設設備の撤廃、石炭火力発電設備の整備)、衣浦港における石炭灰処分場の造成計画等が挙げられる。

県漁連は、開発事業に際して、環境影響評価法に基づ く環境影響評価では、漁業という産業に対する影響や評 価がなされていないとし、開発事業が漁業に及ぼす影響を客観的に評価するため、開発事業者に対して漁業影響調査指針に基づく漁業影響評価の実施を強く求めている。

現在、県漁連の要請に基づき、中部地方整備局の名古 屋港浚渫土砂新処分場計画や中部電力の西名古屋火力発 電所リフレッシュ計画では漁業影響調査が実施されてお り、その他の開発事業でも、今後、調査が予定されてい る。

漁業影響調査は、影響の緩和対策を科学的観点から策定することから、開発事業者にとっては、漁業者と共存共栄を図っていくための有効な手段になり、漁業者にとっては、漁業の維持・発展に寄与し得る手段と考えられる。



図 13 漁業影響調査のフロー

#### 文 献

- 1) 東海区水産研究所(1981)三河湾・環境と漁業
- 2) 愛知県水産試験場(1955)愛知縣水産試験場六拾年史
- 3) 愛知県水産試験場(1994)水産試験場創立百周年記 念誌
- 4) 愛知県(2013) 愛知県史資料編 24 近代 1 政治・行 政 1
- 5) 愛知県 (2000) 愛知県史資料編 28 近代 5 農林水産 業
- 6) 愛知県文化会館図書部(1980)明治以降愛知県史略 年表 産業経済編
- 7) 愛知県 (1949) 愛知縣水産業の現勢
- 8) 愛知県水産課(1950) 水産要覧 昭和25年度版
- 9) 愛知県水産課(1951)愛知の水産 昭和 26 年度版
- 10) 愛知県農林部水産課 (1955) 愛知県水産現況 昭和 30年度
- 11) 愛知県水産課(1956) 愛知県水産要覧 1956
- 12) 愛知県農林部水産課(1957)愛知県の水産 1957

- 13) 愛知県水産課(1965) 愛知県水産要覧 1965
- 14) 愛知県農林部水産課(1977)愛知県水産要覧 1977
- 15) 愛知県農業水産部水産振興室(1984) 愛知県水産要 覧 1984
- 16) 愛知県農業水産部水産振興室(1995) 愛知県水産要 覧 1995
- 17) 愛知県農林水産部水産課(2008) 愛知県水産要覧 2008
- 18) 豊橋市 (1982) 豊橋市史 第三巻
- 19) 蒲郡市(2006) 蒲郡市史 本文編3 近代編・民俗編
- 20) 知多市役所(1981) 知多市誌 本文編
- 21) 知多市教育委員会(1974) 知多半島北西部沿岸の海 苔養殖の概要,知多市文化財資料 第12集
- 22) 牟呂史編纂委員会(1996) 牟呂史
- 23) 片岡英三 (1987) 名古屋南部史 (1952 初版, 復刻版)
- 24) 環境省中部環境事務所 HP: 藤前干潟の歴史
- 25) 愛知県建設部港湾課, 衣浦港港湾計画環境アドバー ザー会議資料
- 26) 名古屋市博物館 (2004) 名古屋の漁師町下之一色
- 27) 浦安市郷土博物館 (2010) 三角州上にできた 2 つの 漁師町 名古屋市下之一色と浦安
- 28) 野田兼一 (1922) 愛知之水産
- 29) 下之一色漁業組合(1933頃)浅海利用研究所要覧
- 30) 社団法人日本水産資源保護協会・全国漁業協同組合 連合会・全国漁場環境保全対策協議会(2005)漁業影 響調査指針(海域編)
- 31) 愛知県漁業協同組合連合会(1999) 愛知県漁連五十年のあゆみ
- 32) 愛知県漁業協同組合連合会(1974) 愛知の海苔のり 共販 20 周年記念
- 33) 牟呂漁業協同組合・前芝漁業協同組合・梅薮漁業協同組合(1981) 六条潟と西浜の歴史
- 34) 大崎漁業協同組合(1974) 大崎漁業協同組合史
- 35) 三谷漁業協同組合(1986)三谷漁協のあゆみ
- 36) 愛知県, 愛知県漁業調整規則
- 37) 農林省愛知統計調査事務所(1958)第 5 次愛知農林 水産統計年報 昭和 32 年度
- 38) 中部国際空港 HP: 中部国際空港のあゆみ
- 39) 古川啓太・加藤博之 (2008) Ecosystem Approach (生態系手法) を取り入れた港湾計画案の検討,沿岸域学会誌 Vol.21 No.2
- 40) 名古屋港管理組合 (2007) きらめき愛される港 長期 構想「名古屋港の指針」

表1 名古屋港関連漁業協同組合の概要(昭和32年)

¥4.41.17		組合員		経営信	本数	うちノ	リ養殖	漁獲量		ノリ生産	量
漁協名	正	准	計	(体)	(%)	(体)	(%)	(kg)	(%)	(枚)	(%)
笠寺	81	0	81	76	0.7	61	0.9	64,493	0.1	1,012,500	0.4
熱田	87	0	87	65	0.6	20	0.3	188,663	0.3	342,800	0.1
港	50	0	50	33	0.3	22	0.3	19,193	0.0	426,000	0.2
下之一色	859	186	1,045	247	2.4	25	0.4	3,216,675	5.8	2,400,350	1.0
南陽	61	79	140	105	1.0	73	1.1	17,981	0.0	646,560	0.3
名古屋市計	1,138	265	1,403	526	5.1	201	3.0	3,507,004	6.3	4,828,210	1.9
蟹江	166	0	166	65	0.6	12	0.2	282,169	0.5	466,150	0.2
十四山	94	0	94	29	0.3	25	0.4	64,399	0.1	304,500	0.1
飛島	392	0	392	361	3.5	351	5.2	3,158	0.0	6,176,440	2.4
鍋田	375	153	528	316	3.0	303	4.5	8,561	0.0	7,384,070	2.9
海部郡計	1,027	153	1,180	771	7.4	691	10.2	358,286	0.6	14,331,160	5.7
常滑	182	128	310	99	1.0	24	0.4	572,048	1.0	1,335,000	0.5
鬼崎	334	40	374	92	0.9	0	0.0	1,351,324	2.4	0	0.0
大野	22	75	97	20	0.2	0	0.0	24,135	0.0	0	0.0
旭	350	57	407	339	3.3	338	5.0	2,138	0.0	9,495,300	3.8
知多平井	118	32	150	124	1.2	96	1.4	696,173	1.3	3,425,500	1.4
八幡浜	181	9	190	159	1.5	122	1.8	102,251	0.2	5,853,900	2.3
新知	293	28	321	325	3.1	269	4.0	5,213	0.0	11,470,000	4.5
横須賀	328	76	404	334	3.2	331	4.9	62,876	0.1	19,908,900	7.9
上野	139	80	219	134	1.3	131	1.9	49,856	0.1	3,747,200	1.5
知多郡計	4,131	958	5,089	3,178	30.7	1,476	21.9	4,958,635	33.6	60,255,400	23.9
解散漁協計	3,574	700	4,274	2,712	26.2	2,179	32.3	4,783,796	8.6	73,060,170	28.9
愛知県計	21,089	4,084	25,173	10,365	100	6,751	100	55,382,100	100	252,453,510	100

注 1) 経営体数・漁獲量・ノリ生産量は、農林省愛知統計調査事務所 (1958) 愛知農林水産統計年報 昭和 32 年度を基 に作成。

注2) 知多郡計には、市制移行した半田市、常滑市管内漁協を含む。

表 2 衣浦港関連漁業協同組合の概要(昭和32年)

海护友		組合員		経営信	本数	うちノ	リ養殖	漁獲量		ノリ生産	量
漁協名	正	准	計	(体)	(%)	(体)	(%)	(kg)	(%)	(枚)	(%)
大浜	154	141	295	143	1.4	29	0.4	3,244,916	5.9	2,054,700	0.8
前浜	90	73	163	118	1.1	116	1.7	13,564	0.0	1,884,300	0.7
新川	43	0	43	34	0.3	21	0.3	158,981	0.3	808,000	0.3
油ヶ淵	33	0	33	14	0.1		0.0	65,126	0.1		0.0
高浜	67	10	77	62	0.6	62	0.9	38,745	0.1	1,164,200	0.5
刈谷	41	8	49	33	0.3	16	0.2	77,554	0.1	369,260	0.1
碧海郡計	428	232	660	404	3.9	244	3.6	959,703	6.5	6,280,460	2.5
東浦	37	0	37	28	0.3	28	0.4	2,393	0.0	640,700	0.3
乙川	79	50	129	56	0.5	39	0.6	65,126	0.1	547,000	0.2
亀崎	128	0	128	93	0.9		0.0	492,413	0.9	736,900	0.3
半田	72	43	115	66	0.6	1	0.0	165,049	0.3	748,200	0.3
成岩	131	7	138	18	0.2		0.0	590,753	1.1	68,600	0.0
武豊	30	132	162	19	0.2		0.0	93,296	0.2		0.0
富貴	68	297	365	19	0.2	3	0.0	83,250	0.2	2,500	0.0
美浜	198	34	232	36	0.3		0.0	265,073	0.5	2,200	0.0
知多郡計	5,101	1,604	6,705	3,178	30.7	1,476	21.9	4,958,635	33.6	60,255,400	23.9
解散漁協計	786	620	1,406	546	5.3	286	4.2	1,781,123	3.2	6,969,660	2.8
愛知県計	21,089	4,084	25,173	10,365	100	6,751	100	55,382,100	100	252,453,510	100

注 1) 経営体数・漁獲量・ノリ生産量は、農林省愛知統計調査事務所(1958)愛知農林水産統計年報 昭和 32 年度を基 に作成。

注2) 碧海郡計には、市制移行した刈谷市、碧南市管内漁協を含む。

注3) 知多郡計には、市制移行した半田市、常滑市管内漁協を含む。

表 3 三河港関連漁業協同組合の概要(昭和 32 年)

漁協名		組合員		経営体	本数	うちノ!	リ養殖	漁獲量		ノリ生産	量
<b>偶肠</b> 狗	正	准	計	(体)	(%)	(体)	(%)	(kg)	(%)	(枚)	(%)
杉山	371	0	371	194	1.9	192	2.8	9,379	0.0	1,633,680	0.6
老津	587	0	587	212	2.0	212	3.1	202,050	0.4	7,831,840	3.1
大崎	488	9	497	323	3.1	288	4.3	660,135	1.2	8,426,660	3.3
牟呂	1,108	42	1,150	795	7.7	792	11.7	2,901,788	5.2	25,796,360	10.2
渡津	345	0	345	164	1.6	164	2.4	388,673	0.7	7,714,280	3.1
日色野	63	0	63	33	0.3	33	0.5	55,039	0.1	563,120	0.2
前芝	339	0	339	244	2.4	236	3.5	1,094,284	2.0	4,129,680	1.6
梅薮	138	0	138	114	1.1	114	1.7	412,500	0.7	1,975,510	0.8
豊橋市計	3,815	51	3,866	2,096	20.2	2,031	30.1	5,771,471	10.4	58,071,130	23.0
平井	160	0	160	80	0.8	80	1.2		0.0	804,240	0.3
伊奈	214	0	214	96	0.9	96	1.4		0.0	1,174,310	0.5
下佐脇	364	0	364	107	1.0	107	1.6		0.0	2,595,380	1.0
御馬	282	0	282	122	1.2	69	1.0	217,178	0.4	4,895,910	1.9
西方泙野	118	0	118	4	0.0	3	0.0		0.0	869,200	0.3
大草			0		0.0		0.0		0.0	389,500	0.2
大塚	88	0	88	39	0.4	6	0.1	198,431	0.4	660,510	0.3
三谷	472	457	929	61	0.6		0.0	6,999,431	12.6	167,070	0.1
府相小江	108	0	108	14	0.1		0.0	20,899	0.0	38,700	0.0
塩津蒲郡	385	249	634	15	0.1	2	0.0	410,873	0.7	121,530	0.0
形原	714	0	714	87	0.8		0.0	3,228,533	5.8		0.0
西浦	317	2	319	138	1.3		0.0	3,226,328	5.8		0.0
宝飯郡計	3,222	708	3,930	763	7.4	363	5.4	14,301,671	25.8	11,716,350	4.6
野田	25	0	25	23	0.2		0.0	9,716	0.0		0.0
田原	312	131	443	157	1.5	82	1.2	122,633	0.2	2,613,400	1.0
渥美郡計	3,946	489	4,435	687	6.6	437	6.5	4,380,443	7.9	13,114,290	5.2
解散漁協計	5,050	300	5,350	2,542	24.5	2,394	35.5	6,550,328	11.8	69,581,710	27.6
愛知県計	21,089	4,084	25,173	10,365	100	6,751	100	55,382,100	100	252,453,510	100

注 1) 経営体数・漁獲量・ノリ生産量は、農林省愛知統計調査事務所(1958)愛知農林水産統計年報 昭和 32 年度を基 に作成。

注2) 宝飯郡計には、市制移行した蒲郡市管内漁協を含む。

## 表 4 名古屋港港湾計画の概要

区分	策定年次	目標年次	目標取扱貨物量	造成計画
第1次	昭和30年(1955年)	昭和 40 年(1965 年)	1,296 万トン	1,650 ha
第2次	昭和36年(1961年)	昭和 45 年(1970 年)	3,965 万トン	1,950 ha
第3次	昭和 39 年(1964 年)	昭和 50 年(1975 年)	9,500 万トン	1,680 ha
第4次	昭和 45 年(1970 年)	昭和 55 年(1980 年)	14,500 万トン	266 ha
第5次	昭和 56 年(1981 年)	平成 2 年(1990年)	16,700 万トン	838 ha
第6次	平成 2 年(1989 年)	平成 12 年(2000 年)	13,440 万トン	662 ha
第7次	平成 12 年(2000 年)	平成 20 年代前半	15,500 万トン	368 ha

- 注1) 第1次から第4次までは、名古屋港史(名古屋港管理組合)より抜粋。
- 注2) 第5次以降は、港湾計画書、土地造成計画より抜粋。
- 注3) 造成計画は、各計画時点の数値を記載。

表 5 名古屋港港湾計画に基づく造成実績

期間	造成実績
昭和 27~36 年(1952~'61 年)	170ha
昭和 37~46 年(1962~'71 年)	1,300ha
昭和 47~56 年(1972~'81 年)	1,700ha
昭和 57~平成 3 年 (1982~'91 年)	310ha
平成 4~13 年(1992~2001 年)	150ha
平成 14 年(2002 年)~	90ha

# 表 6 衣浦港港湾計画の概要

区分	策定年次	目標年次	目標取扱貨物量	造成計画
第1次	昭和 36 年(1961 年)	昭和 45 年(1970 年)	928 万トン	1,707ha
第2次	昭和 45 年(1970 年)	昭和 55 年(1980 年)	2,500 万トン	1,425ha
第3次	昭和 56 年(1981 年)	昭和65年(1990年)	2,550 万トン	570ha
第4次	平成3年 (1991年)	平成 12 年(2000 年)	3,020 万トン	634ha
第5次	平成13年(2001年)	平成 20 年代前半	2,860 万トン	181ha
第6次	平成 26 年(2014 年)	平成30年代後半	2,280 万トン	270ha

注1) 造成計画は、各計画時点の数値を記載。

## 表 7 衣浦港港湾計画に基づく造成実績

期間	造成実績
昭和 36~44 年(1961~'69 年)	540ha
昭和 45~55 年(1970~'80 年)	1,060ha
昭和 56~平成 2 年(1981~'90 年)	140ha
平成 3~12 年(1991~2000 年)	110ha
平成 13~25 年(2001~'13 年)	10ha
平成 26 年~(2014 年~)	0ha

表 8 三河港港湾計画の概要

区分	策定年次	目標年次	目標取扱貨物量	造成計画
第1次	昭和39年(1964年)	昭和 50 年(1975 年)	1,924.6 万トン	3,900ha
第2次	昭和 45 年(1970 年)	昭和 55 年(1980 年)	6,600 万トン	3,991ha
第3次	昭和 53 年(1978 年)	昭和60年(1985年)	2,300 万トン	583ha
第4次	昭和61年(1986年)	平成7年(1995年)	3,010 万トン	550ha
第5次	平成7年(1995年)	平成 17 年(2005 年)	3,040 万トン	504ha
第6次	平成 23 年(2011 年)	平成 30 年代前半	3,830 万トン	137ha

注1) 造成計画は、各計画時点の数値を記載。

表 9 三河港港湾計画に基づく造成実績

年次	造成実績
昭和 39~44 年(1964~'69 年)	50ha
昭和 45~52 年(1970~'77 年)	930ha
昭和 53~60 年(1978~'85 年)	700ha
昭和61~平成6年(1986~'94年)	420ha
平成 7~22 年(1995~2010 年)	300ha
平成 23 年~(2011 年~)	30ha

表 10 愛知の水産関連年表 (伊勢・三河湾における沿岸域の開発事業関連)

西暦	和暦	月日	事項				
南北朝	時代(133	5∼'92)	師崎が「吉野〜伊勢〜東国」を結ぶ海上ルートの拠点,一本釣り,延縄等の釣漁が盛況				
戦国時	代(1485	~1573)	津島港が商港として栄え、織田家の収入源となる				
江戸時代(1603~1868)		~1868)	この時代の漁業制度の思想は、「磯猟(いそりょう)は地付(じつき)根付(ねつき)次第なり、沖は入会(いりあい)」(漁場は地元の総有、漁業権は幕藩領主の支配下とされる)				
			なり、沖は入会(いりあい)」(漁場は地元の総有、漁業権は幕藩領主の支配下とされる)				
寛永 12	(1635)		碧海・幡豆・宝飯3郡の年貢米の積出港として、御馬(現豊川市)、犬塚(現蒲郡市)、平坂				
			(現西尾市),鷲塚 (現碧南市),大浜 (同) の五港が指定				
元文 5	(1740)		「三河国二葉松」に、宝飯郡の村名欄に湊として、三谷湊、御津湊、御馬湊、前芝湊の 4				
			ヶ所が記載,その他海辺の村には磯が付され,不相磯,大塚磯,形原磯,西浦磯が記載				
明和5	(1768)		若年寄水野忠友,碧海郡大浜村(現碧南市)に大浜陣屋を設置,商工業,漁業,湊・浜での				
			賃稼ぎ,出稼ぎ(前浜新田開発),女性の木綿稼ぎ等で,人口が急増(1767年→1867年,大				
			浜村 5,461 人→8,611 人,棚尾村 997 人→5,790 人,参考:1896 年(M29)刈谷町 2,676 人,				
			知立町 3,531 人)				
江戸時	代~太平	洋戦争	江戸時代以降,新田開発で,渥美湾,衣浦湾を中心に約 10,000ha の干潟が農地に転用(現				
			三河湾面積の 1/6 に相当)				
1875	M8	12/	海面の官有を宣言(太政官布告 195 号)				
			漁場使用は,旧慣が尊重されたが,各府県が国の意向を伺いながら実施				
1882	M15	5/26	三谷港竣工式開催,三谷港が三河湾随一の漁港となる				
1902	M35	5/	「漁業組合規則」,「水産組合規則」公布				
		6/	水産組合規則に基づき,県内関係 7 郡に海西・海東郡・愛知・碧海・宝飯・幡豆・宝飯・渥				
			美の各郡水産組合設立(事務所は各郡役場内)(知多郡のみ明治40年(1907年)に設立)				
			「愛知県水産組合連合会」設立				
1903	M36		「漁業法」が施行				
			県内に 108 漁業組合が設立 (107 とする資料あり)				
1917	Т6	7/	伊良湖の立馬崎一帯が陸軍の「実弾射撃場」に指定、この沖合一帯の漁場が使用制限される				
1930	S5	4/	三谷港が内務省指定港湾となる				
1932	S7	12/	豊橋市長が日本人造羊毛㈱の誘致を計画(S9/12, 東三河沿岸漁民の反対により, 人毛会社				
			が断念)				
1934	S9	1/13	三谷漁港修築工事起工式				
1940	S15	3/	S8 着工の三谷漁港修築工事が、紀元 2600 年記念行事として完成し、三谷漁港が名実共に県				
			内第一の漁港となる				
1955	S30	6/29	海上保安部水路部,三谷漁港を基地に三河湾全域の測量調査を開始				
1956	S31		名古屋港港湾計画策定				
1959	S34	8/	府相小江漁協(蒲郡市府相町上ヶ浜),土木部企業局と三河港の漁業補償を承諾,三河港関				
			係妥結第 1 号,S39/8/24 協定締結				
1960	S35	8/1	横須賀漁協(知多郡横須賀町養父、現東海市)、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協				
			定締結				
1961	S36	3/31	武豊漁協 (知多郡武豊町金下), 土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結				
		12/27	上野町漁協(知多郡上野町荒尾,現東海市),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定				
			締結(変更?)				
1962	S37	2/14	横須賀漁協が解散				
		3/12	美浜漁協(知多郡美浜町河和),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結				
	1						

西暦	和暦	月日	事 項
1962	S37	5/5	富貴漁協(知多郡武豊町富貴),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		10/10	八幡浜漁協 (知多郡知多町八幡字小根,現知多市),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補
			償協定締結
		10/10	知多町平井漁協(知多郡知多町八幡字細見,現知多市),名古屋港管理組合と名古屋港の漁
			業補償協定締結
		10/10	新知漁協(知多郡知多町新知,現知多市),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締
			結
		10/10	旭漁協(知多郡知多町日長、現知多市)、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	笠寺漁協(名古屋市南区源兵衛町 165),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	熱田漁協(名古屋市熱田区木の免町1),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	港漁協(名古屋市港区中川本町 7-1),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	下之一色漁協(名古屋市中川区下之一色町南の切),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補
			償協定締結
		10/10	南陽漁協(名古屋市港区南陽町福田),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	蟹江漁協 (海部郡蟹江町西福田), 名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	十四山漁協 (海部郡十四山村子宝新田, 現弥富市), 名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補
			償協定締結
		10/10	飛島漁協(海部郡飛島村飛島新田),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		10/10	鍋田漁協 (海部郡弥富町稲吉, 現弥富市), 名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締
			結
1963	S38	6/1	東三河 15 漁協,「三河港造成反対期成同盟」結成式
		7/1	成岩漁協(半田市南家下),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/1	半田漁協(半田市堀越),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/1	乙川漁協(半田市乙川),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/1	亀崎漁協(半田市亀崎), 土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/1	東浦漁協(知多郡東浦町藤江),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		7/18	富貴漁協が解散
		8/1	刈谷漁協(刈谷市大字刈谷市原),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		8/1	高浜漁協(碧海郡高浜町高浜),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		8/1	新川漁協(碧南市字川尻),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結
		11/25	刈谷漁協が解散
		12/20	三河港,重要港湾に指定
1964	S39	2/29	蟹江漁協が解散
		3/31	知多町平井漁協が解散
		3/31	大浜漁協, 土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結(第1次)
		3/31	前浜漁協(碧南市字前浜新田),土木部企業局と衣浦港の漁業補償協定締結(第1次)
		4/1	「企業庁」開庁
		5/28	半田漁協が解散
		6/22	成岩漁協が解散
		7/17	飛島漁協が解散
		7/22	港漁協が解散

西暦	和暦	月日	事項
1964	S39	8/24	府相小江漁協,企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		10/29	笠寺・上野町漁協が解散
		12/23	十四山漁協が解散
1965	S40	1/13	熱田漁協が解散
		1/21	南陽漁協が解散
		3/29	塩津蒲郡漁協(蒲郡市竹谷町西浜),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/6	新川・高浜漁協が解散
		4/28	寺津平坂漁協 (西尾市寺津町寺津), 企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	栄生漁協(幡豆郡一色町治明),企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	味沢漁協(幡豆郡一色町中外沢),企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	一色漁協(幡豆郡一色町一色),企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	衣崎漁協(幡豆郡一色町松木島),企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		4/28	大井漁協、企業庁と衣浦港の漁業補償協定締結
		5/21	乙川漁協が解散
		5/28	新知漁協が解散
		7/12	大野漁協 (常滑市大野町ハタゴ), 名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		7/12	鬼崎漁協(常滑市蒲池町),名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		7/12	常滑漁協 (常滑市保示), 名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
		7/12	三重県7漁協,名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結
1966	S41	4/15	田原漁協 (渥美郡田原町字本町, 現田原市), 企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		7/9	旭漁協が解散
		9/17	八幡浜漁協が解散
		9/19	下之一色漁協が解散
1967	S42	2/24	塩津蒲郡漁協が解散
		3/31	亀崎漁協が解散
		12/1	大崎漁協(豊橋市大崎町北出口),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		12/15	渡津漁協(豊橋市高州町高州),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		12/26	牟呂漁協(豊橋市牟呂町公文),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
1968	S43	4/10	前芝漁協 (豊橋市前芝町前芝),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/10	梅薮漁協 (豊橋市梅薮町屋敷),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/10	日色野漁協(豊橋市日色野町菱形),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/10	伊奈漁協(宝飯郡小坂井町伊奈),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/10	平井漁協(宝飯郡小坂井町平井),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		6/25	東浦漁協が解散
		8/26	弥富漁協(海部郡弥富町境)が設立(組合長は鍋田漁協組合長兼務)(S62:解散)
		10/9	老津漁協(豊橋市老津町岩塚),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		10/9	杉山漁協(豊橋市杉山町市場),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
1969	S44	3/31	小中山漁協(渥美郡渥美町中山字北郷),中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結(共同漁
			業権一部放棄)
		3/31	中山漁協(渥美郡渥美町中山字神明前),中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結(影響補
			償)

西暦	和曆	月日	事項
1969	S44	3/31	福江ほか 5 漁協,中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結(影響補償)
1970	S45	10/9	関係 21 漁協,中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結(漁船漁業への影響補償)
		10/14	御馬漁協(宝飯郡御津町御馬),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		10/14	西方泙野漁協 (宝飯郡御津町西方), 企業庁と三河港の漁業補償協定締結
1971	S46	4/13	- 下佐脇漁協(宝飯郡御津町下佐脇),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	佐久島漁協 (幡豆郡一色町掛梨),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	保定漁協 (幡豆郡吉良町富好新田),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	宮崎漁協(幡豆郡吉良町宮崎),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	東幡豆漁協(幡豆郡幡豆町東幡豆),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	幡豆漁協,企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/14	-   吉田漁協(幡豆郡吉良町吉田),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		7/26	杉山漁協が解散
		8/4	老津漁協が解散
		9/2	大崎漁協が解散
		12/22	弥富南部漁協(海部郡弥富町稲荷崎)が設立(H18:解散)
1972	S47	10/12	田原漁協,企業庁と三河港の第2次漁業補償協定締結
		11/6	前浜漁協,企業庁と衣浦港の第2次漁業補償協定締結
1973	S48	1/10	西浦漁協 (蒲郡市西浦町北知柄),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		1/10	三谷漁協 (蒲郡市三谷町港町通),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		7/19	形原漁協 (蒲郡市形原町形原),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		7/19	泉漁協(渥美郡渥美町江比間),企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		7/19	宇津江漁協 (渥美郡渥美町宇津江), 企業庁と三河港の漁業補償協定締結
1974	S49	12/11	大塚漁協 (蒲郡市大塚町大塚), 企業庁と三河港の漁業補償協定締結 (影響補償分)
		12/14	宇津江漁協,企業庁と三河港の変更漁業補償協定締結
1975	S50	6/20	日色野漁協が解散
		7/16	大浜漁協,企業庁と衣浦港の第2次漁業補償協定締結
		9/	運輸省が中山水道航路整備計画公表
1976	S51	6/	運輸省 (五港建),県漁連に中山水道航路整備計画を説明
		8/9	前浜漁協が解散
1977	S52	6/1	伊奈漁協が解散
		9/13	平井漁協が解散
		11/10	大塚漁協,企業庁と三河港の漁業補償協定締結 (全面補償)
			三河港港湾計画による漁業補償が大塚漁協の協定締結で決着
1978	S53	6/5	県漁連、中山水道航路計画に反対決議
		6/6	西方泙野漁協が解散
		9/30	渡津漁協が解散
		12/	国際空港問題共同研究会,伊勢湾内に新国際空港が必要と提言
1979	S54	10/30	運輸省 (五港建),中山水道航路整備事業を含む第6次港湾整備五ヶ年計画発表
1982	S57	3/	県が「第5次愛知県地方計画」に新空港を位置付け
		3/	中部経済連合会が 1995 年に「伊勢湾中部の海上に新空港」と表現
1983	S58	2/21	西尾漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結

西暦	和暦	月日	事項
1983	S58	2/23	栄生漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
		7/21	味沢漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
		8/22	一色漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
		9/16	衣崎漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
1984	S59	2/1	吉田漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
		2/1	吉良漁協,企業庁と衣浦港南部(14 号地)の漁業補償協定締結
1985	S60	1/9	東海三県の政財官が「中部新国際空港の建設促進期成同盟会」を結成
		2/25	鍋田漁協が解散
		3/8	東海三県の国会議員らが「中部新国際空港議員同盟」を結成
		12/18	3県1市及び地元経済界により「財団法人中部空港調査会」を設立
1986	S61	3/28	五港建,県漁連理事会で中山水道航路計画を説明(協議再開)
		8/7	県漁連知多支部,中山水道航路計画反対を決議
		9/24	県漁連、知事及び五港建局長に中山水道航路計画反対を陳情
		11/28	弥富漁協が解散
1988	S63	2/10	県土木部長,農業水産部長及び勝川漁港管理者(蒲郡市長)が三河港港湾計画に関連する勝
			川漁港の取扱いに関する確認書を締結
		2/16	大塚漁協が解散
		6/	大野漁協(常滑市大野町),名古屋港管理組合と名古屋港南5区の漁業補償協定締結
		6/	鬼崎漁協(常滑市蒲池町),名古屋港管理組合と名古屋港南 5 区の漁業補償協定締結
		6/	常滑漁協(常滑市保示町),名古屋港管理組合と名古屋港南5区の漁業補償協定締結
		6/	小鈴谷漁協(常滑市小鈴谷),名古屋港管理組合と名古屋港南5区の漁業補償協定締結
		6/	県漁連知多支部 10 漁協(野間,美浜町,内海,豊浜,師崎,片名,大井,豊丘,篠島,日
			間賀島),愛知県まき網漁業者協会,愛知県ぱっち網漁業者組合,愛知県しらす・いかなご
			船びき網網連合会及び愛知県まめ板網漁業者組合,名古屋港管理組合と名古屋港南 5 区の漁
			業補償協定締結
		12/3	中部空港調査会,「立地可能性調査」結果として新空港の候補地(伊勢湾東部,伊勢湾,伊
		- /	勢湾北部、三河湾)を公表
1989	H1	3/22	中部新国際空港の建設地が常滑沖で合意と発表、三重県漁連は「伊勢湾漁業に甚大な影響を
		5/2	与える」として反対を表明
		5/2	県漁連は、「漁場汚染が心配」と中部新国際空港に反対を決議
		5/10	県漁連は、愛知県知事及び中部空港調査会に中部新国際空港反対陳情書を提出   中山水道開発保全航路指定同意調印式(於名古屋市)
		12/26	中山水道開発保全航路の指定
1990	H2	1/31	一旦の記述を表現的では 三重県漁連は、中部新国際空港建設計画に対して「伊勢湾全体の漁船漁業にも大きな影響が
1990	112	1/31	一里示点更は、下印列国际工作建設計画に対して「アカ得主体の信息にも八さな影音がでる」と反対を表明
1990	H2	5/1	中部空港調査会が「中部新国際空港基本構想」を公表
	112	6/8	五港建、県漁連に中山水道航路調査終了を報告
1991	Н3	5/27	県知事、県漁連総会あいさつの中で、中部新国際空港の現地調査実施を申し入れ
		6/6	中部空港調査会、「中部新国際空港の全体像」を公表
		7/23	県漁連は、漁民代表集会を開催し、新空港建設及び現地海域調査の反対を決議
L	L		

西暦	和暦	月日	事項
1991	НЗ	8/9	県漁連,沿岸部開発による環境変化への対応として「愛知県沿岸漁業振興研究会」,その下
			部組織に「沿岸漁業対策部会」,「操業安全対策部会」設置
		11/2	三重県漁連,中部新国際空港の漁業関係調査に不満を表明,調査会に要望書を送る
		11/29	第6次空港整備五箇年計画で中部新国際空港を調査実施空港に位置付け
1992	H4	2/19	三重県は中部新国際空港に関連して「伊勢湾内の漁業調査」に1億円の予算を計上(愛知県
			側は 5 億 2500 万円を計上)
		11/23	中部空港調査会,中部新国際空港の陸域環境調査を開始
		12/8	県漁連が「漁連新空港調査対策委員会(以下「新空港対策委」)」を設置
1993	Н5	3/10	県漁連は、中部新国際空港の現地海域調査の同意を決議
		3/15	三重県漁連は、中部新国際空港の調査受け入れを「空港関係組合長会議」で決定
		3/20	中部空港調査会,海域現地調査を開始
		3/23	県土木部長,農業水産部長及び勝川漁港管理者(蒲郡市長)が三河港港湾計画に関連する勝
			川漁港の取扱いに関する確認書(S63/2/10)を変更
		3/23	県土木部長,農業水産部長及び勝川漁港管理者(蒲郡市長)が,三河港港湾計画に関連する
			勝川漁港の取扱いに関する確認書の変更(H5/3/23)の補足及び追記を確認
		5/31	<b>県漁連に対する中部新国際空港の調査協力金が 2 億 4,400 万円と決まる(三重県漁連には</b>
			5,000 万円)
		9/7	中部空港調査会,「中部新国際空港建設予定地周辺海域における地象調査結果」を公表
		12/5	県及び中部空港調査会,空港候補地周辺における実機飛行調査を実施
		12/10	県土木部長,農業水産部長及び勝川漁港管理者(蒲郡市長)が,三河港港湾計画に関連する
			勝川漁港の取扱いに関する確認書(変更,H5/3/23)の「追記の計画」の確定を確認
1994	Н6	4/15	勝川漁港が漁港の指定取消し
		10/31	愛知県・三重県・中部空港調査会,「中部新国際空港に関する環境現況調査」を公表
		11/14	中部空港調査会,「中部新国際空港事業化に関する調査状況」を公表
1995	H7	5/11	愛知・三重・岐阜県及び中部空港調査会,「中部新国際空港に関する漁業実態調査」を公表
		5/23	「長良川河ロ堰」が本格運用を開始
		8/29	県漁連が「中山水道航路対策協議会(以下「中山対策協」)」を設置
		8/29	第1回中山対策協で,五港建,漁業補償金を提示
		10/	三重県漁連,「中部新国際空港三重県海上アクセスに係わる海上交通影響調査検討委員会」
			を設置
		12/11	第2回中山対策協, 五港建が上積みした漁業補償金を提示, 県漁連が三河港特定港化等に同
			意
1996	Н8	1/	建設省は、神島沖で伊勢湾口道路計画のボーリング調査を行う
		1/	愛知県沿岸漁業振興研究会,「愛知県の沿岸漁場環境を改善するために」を提言
		1/16	県漁連、「愛知県沿岸漁業振興研究会の提言」等を受け「愛知県漁場環境改善協議会」設置
			(開発計画者に対する意見具申,環境改善策の要求,監視)
1996	Н8	4/5	第3回中山対策協,漁業補償交渉ものわかれ
		1/16	県漁連、「愛知県沿岸漁業振興研究会の提言」等を受け「愛知県漁場環境改善協議会」設置
			(開発計画者に対する意見具申,環境改善策の要求,監視)
		4/5	第3回中山対策協,漁業補償交渉ものわかれ
		5/16	第4回中山対策協,漁業補償交渉ものわかれ

西暦	和暦	月日	事項
1996	Н8	7/9	愛知・三重・岐阜県及び中部空港調査会は、3年がかりで行った「伊勢湾の漁業実態調査」
			の結果を公表
		7/19	第5回中山対策協,上積みした漁業補償金額を上限と認識するも,篠島・日間賀島漁協が反
			対
		8/	建設省は、菅島沖で伊勢湾口道路計画のボーリング調査を実施
		8/22	県及び中部空港調査会,空港候補地周辺の夜間の実機飛行調査を実施
		10/7	知多支部組合長会議,中山水道航路整備事業着工不同意を決議
		10/7	第6回中山対策協,着工不同意,対策協存続を決議
		11/5	中部空港調査会の海域生物研究会は、新空港の建設は「海の環境、魚類に影響大」と公表、
			人工干潟の造成などを提言
		12/6	大雨で長良川河口堰がゲートを開放,知多半島沿岸のノリ養殖漁場に泥水が押し寄せ漁業被
			害発生(被害額3億円余)
		12/7	県などは、中部新国際空港の空港島の形状案や沿岸部の開発用地の規模を公表
		12/13	第7次空港整備五箇年計画で中部新国際空港が実施空港に位置付け
1997	Н9	3/24	第7回中山対策協,支部長会議に一任を決定
		3/27	県漁連、理事会で日間賀島漁協が反対のまま中山水道航路整備事業着工同意を決定
		3/31	県漁連,中山水道航路整備事業着工同意の覚書に調印
		3/31	中部新国際空港の推進調整会議は、新空港計画などの諸計画案(5 点セット)を公表
		4/2	中部空港調査会などは,新空港建設による「漁業影響調査の中間取りまとめ」を公表
		4/上旬	三重県漁連,中山水道航路整備事業着工同意の覚書に調印
		4/18	第8回中山対策協,県漁連理事会を経て,漁業補償金の支部配分を決定
		6/17	県知事が、中部新国際空港を騒音に配慮して 100 メートル沖に移動すると公表
		8/6	運輸省、県漁連と中山水道航路整備事業の漁業補償契約に調印
		8/	運輸省、三重県漁連と中山水道航路整備事業の漁業補償契約に調印
		8/11	運輸省、県漁連に漁業補償金を支出
		8/29	中部空港調査会などは、新空港建設による「漁業影響調査結果」を公表(①埋立てにより流
			れが西側に偏ることからノリ養殖等に影響,②干潟,浅場,藻場の消滅による漁場,生育場,
			浄化の場の減少、③影響緩和策として干潟等の造成、 水産資源の増大対策等)
		9/1	県は、三重県漁連と県漁連に新空港建設予定地へのボーリング調査を申し入れ
		9/10	県は、県漁連に中部新国際空港の協議機関設置を要請
		10/7	県の漁業3団体,常滑沖で新空港建設反対の海上デモ(漁船380隻・900人が参加)を実施,
			県にボーリング調査などの中止を請願
		11/1	県漁連知多支部の13漁協は、新空港のボーリング調査受け入れを表明(野間漁協は反対)
		11/11	三重県漁連は「漁業に多大な影響がでるのは明らか」と新空港建設反対を表明
		12/18	県漁連は、ボーリング調査実施の協議を受け入れて「新空港調査対策委員会」を増員して対
		45.	応することを決定
		12/	運輸省、中山水道航路整備事業の浚渫砂の活用のため、「三河湾水底質環境検討会」と「三
1000	1110	1/22	河湾生物環境検討会」を設置
1998	H10	1/23	県知事が三重県漁連を訪れ、新空港調査への協力を要請(三重県漁連は調査受け入れを拒否)
		2/5	県漁連は、ボーリング調査に同意
		2/26	三重県副知事が、三重県漁連にボーリング調査への協力を要請

西暦	和曆	月日	事項
1998	H10	3/9	県漁連は、野間漁協が反対のままボーリング調査を正式に受け入れ
		3/10	三重県知事が,三重県漁連にボーリング調査への協力を要請
		3/13	三重県漁連は、中部新国際空港対策協議会を開き「ボーリング調査を妨げることはしない」
			と調査の容認を決める
		3/27	<b>県漁連は,ボーリング等調査の漁業補償契約に調印</b>
		4/1	県は,中部国際空港建設を推進するため,漁業調整推進本部(以下「推進本部」)を設置
		4/7	第1回新空港対策委,推進本部は空港計画案,海域調査を説明
		4/15	ボーリング等調査に着手
		4/22	常滑沖の中部国際空港建設予定地でボーリング調査が始まる
		5/1	中部国際空港(株)が発足(創立総会は4/30)
		5/6	第2回新空港対策委,推進本部は最近の動きを説明
		5/22	第3回新空港対策委,推進本部はボーリング調査,環境アセス,臨海部土地利用計画案を説明
		5/29	り 県漁連,沿岸漁業振興研究会で漁業者の要望調査の実施を決定
		6/8	第4回新空港対策委,ボーリング調査,環境アセス方法書を説明,補償交渉窓口設置を要請
		0/0	(拒否される)
		6/10	空港島及び空港対岸部埋立に関する環境評価方法書の公告・縦覧の開始(縦覧は 7/10 まで、
		0,10	意見の受付は7/24まで)
		7/15	空港会社、県漁連に空港建設に関する話合いを申し入れ
		7/	運輸省,中山水道航路の試験浚渫工事,三河港御津地区2区地先と衣浦港14号地地先で干
			湯・浅場造成試験工事に着手
		7/31	第5回新空港対策委,推進本部は漁業問題調整を申し入れ,漁業経営実態調査を説明
		8/6	第6回新空港対策委, 新空港対策委の改組を検討
		8/17	第7回新空港対策委, 県漁連が, 漁業補償交渉の窓口に 「中部国際空港対策協議会 (以下 「中
			空対策協」)」を設置
		8/20	渥美支部は,中空対策協に参加せず,単独交渉を決定
		8/22	三重県ばっち網組合,漁船 100 隻で中部国際空港建設反対の海上デモ
		8/31	第1回中空対策協,漁業経営実態調査の対応を協議(各支部での事前協議を決定)
		9/2	野間漁協は、対策協議会知多支部委員会への不参加及び漁業経営実態調査の受入拒否を決定
		9/24	第2回中空対策協, 県漁連は, 推進本部から要請のあった漁業経営実態調査の受入を決定
			県農業水産部は,漁業振興計画策定への協力を要請
		9/24	県,中部国際空港の埋め立て用土砂に名古屋港の浚渫土砂利用を発表(県漁連側は反発)
		9/29~	中部国際空港に関する「漁業経営実態調査」を開始(知多北部部会 9/29~10/2,知多南部部
		12/5	会 10/16~11/7,西三支部 11/16~11/20,東三支部 11/25~12/5)
		10/26~	第3回中空対策協,推進本部は用地造成の工事概要,漁業補償の考え方を説明し,その後,
		12/26	各支部でも同内容を説明
		11/13	第4回中空対策協,推進本部は航行安全委員会の検討状況を説明
		11/20	中部国際空港(株),空港島の埋め立て用土砂を鳥羽市菅島から調達することを発表
		12/7	第5回中空対策協,推進本部は漁業補償,幡豆地区用地造成の環境アセス等を説明
		12/8	中部国際空港(株),三重県漁連に「漁業経営実態調査」への協力を要請
		12/24	第6回中空対策協,推進本部は環境アセス準備書,工事中の漁業影響,事前モニタリング等
			を説明

西暦	和暦	月日	事項
1999	H11	1/14	三重県ばっち網組合は、中部国際空港(株)に直接交渉を申し入れ(中部国際空港(株)は断る)
		1/22	中部国際空港(株)は、三重県漁連の中部国際空港関係組合長会議で「漁業経営実態調査」の
			内容を説明,改めて協力を要請
		1/25	第7回中空対策協,推進本部は,漁業補償の考え方(漁場の価値減少補償と事業損失補償の
			対象海域を提示),県農業水産部は漁業振興策を説明,中空対策協は渥美支部の参加を了承
		2/12	第8回中空対策協,推進本部は,航行安全対策を説明,中空対策協は漁業補償・振興策で各
			支部での事前調整を決定
		2/14	知多支部委員会は,漁業補償等について,北部部会,南部部会別々に話合うことを決定
		2/15	知多北部部会は,漁業補償等について,漁協毎に話合うことを決定
		2/22	推進本部は、中部国際空港に係る漁業補償の考え方等について、県内各漁協毎に個別説明を
			開始
		2/24~	渥美支部で「漁業経営実態調査」を実施
		26	
		3/2	推進本部は、常滑漁協に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		3/2	推進本部は、小鈴谷漁協に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		3/3	推進本部は、鬼崎漁協に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		3/4	第9回中空対策協,推進本部は,航行安全対策を説明
		3/18	第 10 回中空対策協,推進本部は航行安全対策を説明
		3/27	推進本部は、知多支部南部部会に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始、交渉の中で空
			港関連漁業振興策を提案
		4/	運輸省は、中山水道航路整備事業の本工事を開始
		4/1	御馬・下佐脇・豊橋市漁協が解散
		4/9	三重県漁連は、中部国際空港(株)の「漁業経営実態調査」を受入
		4/22	第1回中空対策協, 県漁連は, 推進本部が野間漁協に振興策等を説明することを了承
		5/	運輸省は、中山水道航路浚渫砂の県への供給に関する覚書を締結
		5/6	推進本部は、大野漁協に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		5/11	推進本部は,野間漁協に漁業振興策等を説明
		5/26	第2回中空対策協,推進本部は,環境アセス,ボーリング調査等に係る航行安全を説明
		6/	運輸省は、中山水道航路整備事業の本格着工記念式典開催
		6/7	日本海洋学会海洋環境問題委員会が「閉鎖性水域の環境影響評価に関する見解-中部国際空
			港建設の場合-」を公表し、極めて楽観的な評価をしていると指摘
		6/9	環境庁は、中部国際空港計画について、「出来る限り埋め立てを回避するのが望ましい」と
			要請
		6/17	三重県漁連,中部国際空港の漁業補償の区域や対象を中部国際空港(株)から聞くことを決定
		7/2	第3回中空対策協,推進本部は,連絡橋に係る航行安全,水質調査追加項目,ブイ設置位置
			変更を説明
		7/3	三重県漁連、伊勢地区と鳥羽地区で空港関係組合長会議を開催(反対の意見が相次ぐ)
		7/13	県知事が、知多半島の13漁協に上積みした漁業補償額を提示
		7/17	大野漁協は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		7/17	鈴鹿市漁協は、三重県漁連とは別に単独で中部国際空港問題に対処することを決める
		7/19	鬼崎漁協は、県知事が提示した漁業補償額を受入

西暦	和暦	月日	事項
1999	H11	7/20	小鈴谷漁協は,県知事が提示した漁業補償額を拒否
		7/21	常滑漁協は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		7/24	四日市市漁協は、三重県漁連とは別に単独で中部国際空港問題に対処することを決める
		7/28	小鈴谷漁協は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		7/28	知多支部委員会は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		7/28	三重県漁連の中部国際空港関係組合長会議は,交渉窓口を三重県漁連で一本化することを再 確認
		8/16	県知事は,環境庁の埋め立て見直し要請に対して変更しないと表明
		8/19	第4回中空対策協,県漁連は,知多支部の漁業補償,埋立免許出願及び飛行場設置許可申請
			等を了承
			   振興策については,推進本部が空港関連振興策案,農業水産部がその他の振興策案を説明(中
			空対策協は,空港関連振興策案を拒否)
		8/21	常滑市内の大野,鬼崎,常滑の3漁協が漁業権を放棄して埋め立てに同意
		8/23	三重県漁連の中部国際空港関係組合長会議は、空港島の埋立申請手続きを認めるとともに漁
			業補償交渉に入る方針を固める
		8/24	中部国際空港(株)と企業庁は、県に公有水面埋立免許を出願
		8/24	中部国際空港(株)は,運輸省に飛行場設置許可を申請
		8/26	県漁連は、中部国際空港等建設事業の知多北部部会に係る漁業補償契約に調印
		8/26	中部国際空港等建設事業の漁業補償に伴い,常滑漁協の区画漁業権,大野,鬼崎,常滑漁協
			のつきいそ漁業権が消滅
		8/26	県漁連は、「中部国際空港等に係る埋立および飛行場設置同意に関する要請書」を知事等に
			提出(回答は 9/3)
		9/6	四日市漁協と鈴鹿市漁協は,三重県漁連に脱退届けを提出
		9/16	推進本部は、西三支部委員会に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		9/16	推進本部は,東三支部委員会に漁業補償額を提示し,漁業補償交渉を開始
		9/17	推進本部は、渥美支部委員会に漁業補償額を提示し、漁業補償交渉を開始
		10/5	県漁連は、中部国際空港等建設事業の知多南部部会に係る漁業補償契約に調印
		10/20	県知事は、県漁連の3支部委員会に上積みした漁業補償額を提示(3支部委員会は拒否)
		10/26	四日市漁協と鈴鹿市漁協は、三重県漁連に交渉の窓口を一本化することを再度反対
		11/10	四日市市漁協と鈴鹿市漁協は、三重県漁連に交渉の窓口を一本化することを正式合意
		11/26	第5回中空対策協,推進本部は空港関連振興策充実案を説明(拒否,三桁を要求)
		11/29	東三支部委員会は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		12/6	渥美支部委員会は,県知事が提示した漁業補償額を受入
		12/7	西三支部委員会は、県知事が提示した漁業補償額を受入
		12/13	三重県は,「伊勢湾漁業振興計画案」を公表
		12/13	第6回中空対策協,県漁連は西三・東三・渥美支部の漁業補償,埋立免許・飛行場設置許可
			に同意
		12/15	運輸省は,飛行場設置許可に関する公聴会を開催(公述人 36 人)
		12/17	県漁連は,「中部国際空港等に係る事業同意に関する要請書」を知事等に提出(回答は即日
			Ø 12/17)
		12/24	県漁連は、野間漁協が反対のまま、空港島埋立認可申請に同意書を提出

西暦	和暦	月日	事項
2000	H12	1/13	中部国際空港(株)は,三重県漁連と交渉開始
		1/29	西三支部は、小委員会で、衣崎漁協が態度を保留する中、空港建設等の事業同意、漁業補償
			に関する委任状提出を決定
		2/2	第7回中空対策協, 県漁連は, 空港関連漁業振興策に合意
		2/2	県漁連は、中部国際空港等建設事業の西三支部に係る漁業補償契約に調印
		2/2	県漁連は、中部国際空港等建設事業の東三支部に係る漁業補償契約に調印
		2/2	県漁連は、中部国際空港等建設事業の渥美支部に係る漁業補償契約に調印
		2/10	県漁連は、「空港関連の漁業振興策充実に関する要請書」を知事に提出(回答は3/31)
		2/21	県漁連は、県知事等に「空港関連の漁業振興策充実に関する要請書(2/10付け)」を提出し、
			開港後の充実,補助対象の拡大等を要請
		3/2	航空対策局長と農業水産部長が面談し、農業水産部が空港関連振興策の今後の対応を引き継
		3/6	中部国際空港(株)と(財)愛知県水産業振興基金は、取崩型基金に関する協定書を締結
		3/7	中部国際空港(株)は、基金からの請求書に基づき取崩型基金を出えん
		3/8	中部国際空港(株)は,三重県漁連に漁業補償額を提示,金額が低すぎると三重県漁連は拒否,
			交渉を打ち切り
		3/10	推進本部は,野間漁協に漁業補償交渉(新聞情報)
		3/15	推進本部は、野間漁協に上積みした漁業補償額を提示(野間漁協は受入)(新聞情報)
		3/15	第8回中空対策協, 県漁連は野間漁協の対応を協議(本部は野間漁協の補償交渉で謝罪)
		3/16	第9回中空対策協、県漁連は野間漁協の対応を協議(県漁連の要望を本部が持ち帰る)
		3/27	中部国際空港(株)は,三重県知事に漁業補償交渉で協力を要請
		3/28	野間漁協は、中部国際空港等建設事業の漁業補償契約に調印
		3/31	漁業調整推進本部が解散
		4/10	中部国際空港(株)は、三重県漁連に上積みした漁業補償額を提示、補償交渉を継続
		4/14	三重県漁連は、漁業補償額の上積みを条件に埋め立て申請に同意
		4/17	三重県漁連は,中部国際空港(株)に漁業補償要求額を提示
		4/17	県は、運輸・建設省に埋立免許の認可申請
		4/21	運輸省は、中部国際空港の設置を許可
		5/26	三重県漁連と中部国際空港(株)は、三重県知事に補償額の斡旋を依頼
		5/29	知多支部と野間漁協は、振興策で、同一歩調を取ること決定
		5/30	三重県知事が、三重県漁連と中部国際空港(株)の双方から聞き取り
		6/9	第1回中空対策協, 県漁連は, 空港関連振興策の実施体制(「空港関連漁業振興推進協議会」
			の設置), 支部配分を決定
		6/12	三重県知事は、県内38漁協への漁業補償額と漁業振興費の斡旋案を提示(三重県漁連が受
			け入れ合意)
		6/15	県漁連の知多支部南部部会は、三重県漁連の漁業補償額が高すぎるとして漁業補償の白紙撤
			回を表明
		6/18	県漁連の西三,東三,渥美の3支部は,三重県漁連の漁業補償額に不満を表明
		6/23	運輸省及び建設省は,県に埋立免許を認可
		6/23	県は、中部国際空港(株)及び企業庁に埋立免許を交付
		6/23	第2回中空対策協,県漁連は,三重県漁連の漁業補償を協議

西暦	和暦	月日	事項
2000	H12	6/25	中部国際空港(株)は,準備工事に着工
		6/30	第3回中空対策協, 県漁連は, 準備工事を了承, 本工事を中部国際空港(株)の対応策如何と
			判断先延ばし
		7/21	第4回中空対策協, 県漁連は, 中部国際空港(株)の対応策を拒否
		7/29	三重県漁連は,中部国際空港等建設事業の漁業補償契約に調印
		7/31	第5回中空対策協, 県漁連は, 中部国際空港(株)の対応策(振興策の上積み)を拒否, 海上
			デモ実施を決定
		8/1	中部国際空港が着工
		8/3	県漁連は、三重県漁連の漁業補償に反発し、漁船657隻(知多364隻、三河293隻)約2,000
			人で工事反対の海上デモ
		8/17	第6回中空対策協、県漁連は、振興策の上積み案に同意
		8/19	中部国際空港(株)は,起工式を挙行
		9/1	第7回中空対策協、県漁連と各事業主体は、空港建設事業等を推進するため、「中部国際空
			港関連工事安全連絡調整会議」の設置を決定
		9/18	企業庁は、対岸部の本工事に着工
		9/18	第8回中空対策協、県漁連は、幡豆地区土砂採取に関する漁業補償を了承
		9/19	幡豆・東幡豆漁協は、幡豆地区土砂採取に関する漁業補償契約に調印
		9/29	第9回中空対策協、県漁連は、「中部国際空港関連工事安全連絡調整会議」の構成員を決定
		10/5	水産業振興基金と中部国際空港(株)は、取崩型基金の協定書を締結
		10/11	中部国際空港(株)は、協定書に基づき水産業振興基金に拠出
		10/29	県漁連は、中部国際空港の土砂売り込みの疑惑に絡み会長を3月末で解任することを決定
		11/20	第 10 回中空対策協,取崩型基金の使途を協議
		12/	伊勢湾口道路の海域環境調査が県漁連の混乱等を理由に延期
2001	H13	1/12	空港建設工事で、クローラークレーン転落事故及びガット船ノリ養殖施設損壊事故が発生(この
			前後、事故が多発)
		1/31	県は、自民党県議団総会で幡豆地区土砂採取事業の中止を表明
		1/31	空港建設現場周辺海域におけるカニ籠の設置により、2/6の撤去まで工事に影響
		~2/6	
		2/26	第11回中空対策協,企業庁が幡豆地区土砂採取事業の漁業補償金返還を申し入れ
		3/16	空港島の埋立工事に着手
2001	H13	9/1	企業庁,空港島対岸部造成工事に着手
2004	H16	8/	国交省,中山水道航路の浚渫工事完了
2005	H17	2/17	中部国際空港「セントレア」開港
		3/25	2005 年日本国際博覧会「愛・地球博」開会(9/25 閉会) 
		3/	国交省,中山水道航路竣工記念式典開催
2006	H18	3/10	弥富南部漁協が解散
2007	H19	6/21	県漁連、県知事に「衣浦港3号地廃棄物最終処分場建設に関する陳情書」で廃棄物で海を埋
2010	1100	<i>C</i> 1	める計画の中止を陳情
2010	H22	6/	中部地整、「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」検討を開始
2011	H23	2/22	国交省,第3回名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画検討委員会で中部国際空港
			沖を候補地に決定

西暦	和暦	月日	事項
2011	H23	4/11	県漁連、三河港港湾計画改訂に合意
		5/6	第6次三河港港湾計画が策定・公表(六条潟に「自然的環境を整備又は保全する区域」を設
			定)
		5/31	名古屋港が「国際バルク港湾(穀物)」に選定
2012	H24	3/24	県知事,災害廃棄物の受入れ候補地に名港南5区とする旨表明
		3/28	県漁連,災害廃棄物受入れの風評被害に反発し,知事宛に質問書を提出
		4/5	県知事,災害廃棄物 100 万トン受入れを発表,処分場候補地は3ヶ所
		4/12	県漁連、震災ガレキ受入れの公表に反発し、抗議書を提出
		5/18	県漁連,災害廃棄物抗議書に対する県回答に納得せず,容認できない旨意見書を提出
		7/26	毎日新聞、「愛知県漁連がガレキ計画に反発し、公共工事の協議応じず」と報道
		8/23	県知事,環境省の方針を受け,災害廃棄物受入れ撤回を表明
		10/1	県漁連,「災害廃棄物への県の対応(9/14 付け)」への見解を意見書として提出
		12/5	県漁連、理事会で名港高潮防波堤改良工事の容認を決定
		12/11	県漁連会長と副知事が面談し、災害廃棄物問題で拗れた信頼関係が修復
2013	H25	2/1	県漁連,理事会で H24/10/1 付け意見書の県回答(H25/1/29 付け)を報告し,承認(災害廃
			棄物問題が決着)
		12/11	県漁連,衣浦港港湾計画改訂に合意